

令和7年度 第1回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和7年7月28日（月）

愛知県難聴児支援協議会

## 令和7年度 第1回愛知県難聴児支援協議会 議事録

### 1 日時

令和7年7月28日（月）午前10時から午前11時45分まで

### 2 開催場所

愛知県自治センター 12階 E会議室

### 3 出席者

荒木紫野舞委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、岡本弥生委員、柏倉秀克委員、  
神戸勝一委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、三宅正記委員

9名

（欠席 加藤久典委員）

#### （事務局）

福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局  
教育部特別支援教育課

### 4 議事

議題 保護者向け手引き及び手引きの概要版（リーフレット）について

報告事項 令和6年度県事業の実績及び令和7年度県事業について

### 5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料1～6、参  
考資料7-1、7-2、8

### 6 開会

<障害福祉課担当課長挨拶>

<委員紹介>

### 7 議題 保護者向け手引き及び手引きの概要版（リーフレット）について

（障害福祉課 小峰課長補佐）

それでは、今回の会議の議題につきまして、事務局から説明をいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

前回の会議では、市町村、医療機関、保健センター、学校、療育機関等が紹介  
先、連絡先を把握できるよう、関係機関の一覧を作成し、配布することを御提案

いたしました。また、新生児聴覚検査でリファーとなった子どもの保護者や、難聴との診断を受けた子どもの保護者向けの手引きを作成することも御提案いたしました。

今回は、前回の御意見を踏まえた、保護者向け手引き及び手引きの概要版（リーフレット）と関係機関一覧について、案として資料にまとめました。内容等について、皆様から御意見を賜りたいと存じます。

資料1「保護者向け手引き及び手引きの概要版（リーフレット）について」の1ページ目を御覧ください。

はじめに、(1) 保護者向け手引きの概要版について説明いたします。前回の会議では、手引きの全体版のみ提示させていただきましたが、新生児聴覚検査のリファーの段階においては、もう少し情報量を抑えた概要版を配布した方がよいのではないかと御意見をいただきました。このため、概要版も作成いたしました。

概要版は、「活用方法」のところに記載したように、リファーになった際などに関係機関をとおして配布することとし、各種相談先を案内するとともに、精密検査の受検も促す内容を考えています。また、A4の両面一枚で配布のしやすい形としたいと思います。

具体的には、資料2のとおりです。全体版と同様に厚生労働省の事業で作成された「お子さんのきこえのハンドブック」概要版を参照して作成しています。

厚生労働省作成版から修正した箇所については、資料4にまとめていますので、資料2と資料4を並べて御参照お願いいたします。なお、前回の会議では、厚生労働省作成版からの修正はできないとお伝えしていたところですが、今年度に入ってから「既に記載されている内容については、必要に応じて修正することも可能」との連絡がありましたので、一部修正を行っています。

まず、資料4の1ページ目です。表紙について、愛知県の名称を記載するという形式的な修正です。

次のページです。リファーの段階ではまずは精密検査を受けていただくことが必要と考えますので、精密検査の受検を呼びかける文言を追記しています。

次のページです。厚生労働省作成版では「きこえについての主な相談先」として「産後ケア施設」が記載されていましたが、産後ケア施設はきこえについての相談を行うというよりも、出産後の母子全般に対して心身のケア等を行うものであること、また、まずは市町村の窓口や医療機関等に相談していただくことが重要であると思いますので、「産後ケア施設」の記載は削除しています。

次のページです。「きこえに関する支援・サポートを受けられる場所」としては、この1ページに全てを記載することはできませんので、県のホームページに関係機関一覧を掲載し、QRコードでそのページにアクセスできるようにして

います。掲載する関係機関一覧については、後ほど資料5で説明させていただきます。

また、一番下に、ガイドブックの全体版にもアクセスできるようにし、より詳細な情報をお求めの方はこちらから確認をしていただくこととしています。

以上が手引きの概要版となります。

次に、資料1にお戻りいただき、2ページ目を御覧ください。保護者向け手引きの全体版についてです。全体版については、活用方法にあるように、概要版を見た保護者が詳細な内容を知りたい際に活用することを想定しています。

具体的には、資料3になります。先ほどと同様、厚生労働省作成版からの修正箇所は資料4にありますので、資料4をもとに修正箇所を説明させていただきます。

資料4の5ページ目です。こちらは表紙についての形式的修正です。次のページ及びその次のページについても形式的修正です。

その次のページです。前回の会議において、子どもの就学先について、「難聴特別支援学級」という選択肢も明示すべきではないかとの御意見をいただきました。このため、難聴特別支援学級について記載いたしました。

次のページですが、こちらも形式的修正です。

以上が手引きの全体版になります。

次に、資料1の(3)関係機関一覧について説明いたします。資料5と併せて御覧ください。こちらの一覧は、市町村・医療機関・保健センター・学校・療育機関等が紹介先・連携先となる関係機関を把握できるようにするためのものです。活用方法としては、関係機関に配布し、保護者から相談があった場合に相談内容に応じた適切な関係機関につなぐこととしており、先ほどの保護者向け手引き全体版にも巻末に掲載しております。

具体的には、市町村の母子保健の窓口、市町村の障害福祉の窓口、二次聴力検査機関、精密聴力検査機関、特別支援学校、児童発達支援センター、当事者団体、その他として愛知県総合教育センターを掲載しております。また、それぞれの機関においてどのような相談ができるのかという点も付記しています。

以上が、保護者向け手引き及び関係機関一覧です。今回の資料によりまして、保護者向けの情報提供を充実するとともに、関係機関の連携を一層推進してまいりたいと思います。委員の皆様には、手引きの内容等について、御意見を賜りたいと存じます。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

(柏倉会長)

ありがとうございました。それでは、保護者向け手引き及び手引きの概要版に

ついて、皆様から御意見をいただきたいと思ひます。御意見のある方は挙手をお願いしします。

(江崎委員)

あいち小児保健医療総合センターの江崎です。たくさんの資料ありがとうございます。

前回、話したようには思ひうんですけど、耳鼻科の二次聴力検査機関は、2年に1回見直しがありますので、大きくは変わらないんですけども、訂正だとか修正というのが今後もありますので、そちらに関しては、2年に1回は御確認いただきたいと思ひます。

あと、児童発達支援センターのところで、資料5の最後のページですが、名古屋市の中央療育センターはそのまま療育センターの名前だけで、豊田市の方は「なのはな」が記載してあるんですけど、これはこのままでよかったですでしょうか。豊田市の方は名古屋市と同じような形にしなくて、「なのはな」がついていた方がよかったですかどうか、うろ覚えですので御確認をお願いします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

事務局でございます。ありがとうございます。

まず一つ目のところですが、こちらの御指摘いただいた二次聴力検査機関はもちろんですけれども、他の市町村の窓口なども変わる可能性がございますので、情報が古くならないように、作成した後も定期的に見直しを図っていきたくと思ひます。

二点目でございます。名古屋市につきましては、これまで「すぎのこ学園」という名称で事業をやられておりましたが、今回統合をして、「すぎのこ学園」という名称ではなくなって「中央療育センター」になったと伺っております。補足等ありましたら、三宅委員からお願いいたします。

(三宅委員)

名古屋市の中央療育センターの三宅でございます。

先ほど事務局から話がありましたように、元々名古屋市の中央療育センターには、主に知的・発達障害児を対象にした「みどり学園」、主に肢体不自由・重度心身障害児を対象にした「わかくさ学園」、それから難聴障害児を対象にした「すぎのこ学園」の3つの施設を持っていました。国の方の一元化の流れの中で、一つは医療型と福祉型の一元化、それから、福祉型に関しましても、難聴も知的・発達障害も福祉型なんですけれども、そちらに関しても一元化を進めていくという国の方の流れがある中で、今年度から名古屋市として一元化という取扱い

をさせていただきましたので、それぞれの学園名に関しましては、今回、なくさせていただきます、「中央療育センター」という形でまとめさせていただきます。

ただ、実際の運営に関しましては、保護者の説明に関しましては、昨年未ぐらいから説明に入っているところもありますので、今年度に関しましては少なくとも旧のそれぞれの施設の運営を踏襲しながら、一緒にやれるところを一緒にやっていくという形で、ただいま運営の方をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(江崎委員)

豊田市の方はこのまま「なのはな」の名前をつけるということでよかったのでしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

事務局でございます。

豊田市につきましては、引き続き名称として「なのはな」を用いていると認識しておりますが、再度確認だけさせていただいて、もし違ったら修正をさせていただきます。

(神戸委員)

愛知県特別支援教育研究協議会の神戸です。

今の豊田市こども発達センターですが、自分が豊田市の学校に勤めていますので、たぶん「なのはな」のままでいいだろうとは個人的に思っていますが、字の方がですね、「豊田市子ども発達センター」の「子ども」の「子」の字がたしかひらがなだったと思いますので、御確認いただけたらと思っています。

あと同じように、豊田市限定ですが、資料5の2ページ目、豊田市の「こども家庭課」という名称が、たしか今年度か昨年度から、「こども相談課」に変わっていると思います。電話番号もそれに伴って、こども相談課では、最後の6636が6064に変わっているのですが、若者とかいろいろなサポートも全部ひっくるめると、また名称が変わっているようなので、ちょっとお調べいただけたらと思います。

豊田市のことだけですいません。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。事務局の方でまた御確認いただき、修正等お願いします。

(岡部委員)

岡部です。よろしくお願いいたします。

精密検査の一覧と二次検査の一覧なんですが、ホームページを見ると、精密検査の機関の方が先に提示されていて、そのあと二次検査の方が載っているかと思うんですけども、リファアと言われた赤ちゃんを連れた親御さんが最初に細かい検査を受けるのは、精密検査機関かと思われます。

あと、検査機関の中でも、補聴器外来をやっているかいないかというところは、先月、相談に見えたお子さんの中で、総合病院さんから精密検査機関に御紹介をいただいて検査をしたんですけども、その先に補聴器外来をやっていないということから、大きい病院、あいち小児の耳鼻科の方へ紹介が行きました。新生児の赤ちゃんを連れて病院を何度も変わるのはとても負担かと思われますので、御案内をされる病院の産科の先生が御承知ではなかったかもしれないんですけども、補聴器に繋がる、補聴器外来をやっている病院も載せていただくとよいと思います。保健師さんや、一番最初に出会う方が、周知できるような形であって欲しいなと思っています。

あとは、このハンドブックを渡して終わりではないような形が望ましいかなと思っています。一緒に見ないとわからなかったり、専門用語がたくさんありますので、このままお渡しして、「病院行ってください」だけだとちょっと不安が残ります。

あと、学校名のところなんですが、資料5の一番最後のページになりますが、特別支援学校のところに県内の聾学校が載っているかと思いますが、名古屋聾学校は、中学部以上の教育相談もやっておりますので、見通しという面では、愛知県は大変恵まれておりますので、大きくなっても相談できる場所があるんだというような認識にもなりますし、情報がフラットに伝わるとと思いますので、こちらに載せてはいかがかなと思っています。

以上です。

(柏倉会長)

最初の部分は、具体的に修正箇所はありますか。

(岡部委員)

資料5の後ろから2枚目。二次聴力検査機関というのが最初に記載してあり、その後に精密聴力検査機関と記載されていますが、こちらの精密聴力検査機関の方が前にあった方がわかりやすい。

愛知県のホームページ見ると、ABRが受けられる、ASSRが受けられる病

院など細かい検査内容が載っていますので、ここの記載の順番を。

(江崎委員)

そもそもこの精密聴力検査機関と二次聴力検査機関ができたのは、本来は、最初から精密聴力検査機関で、全員のリファー児が受診できることがもちろん理想的なんですけれども、例えば愛知県のように出生児数が多い県の場合、その子たちが全員そこに行くとはですね、どうしてもキャパシティがオーバーをしてしまう。それによって、本当の両側の補聴器の必要な難聴児の精査が遅れるということが背景にあり、この二次聴力検査機関という、まずはABRを受けて、医療機関に繋がるというところを目標にできた背景があるんです。

なので、そもそも出生児数が少ない県の場合は、精密聴力検査機関で足りるんですけれども、愛知県は出生児数が減ったとは言っても5万人弱いますので、言い方が悪いんですが、この精密聴力検査機関に最初から行くようにという形だと、正直パンクをしてしまうところがあるんです。

もちろん愛知県広いですので、まずは行きやすいところという地域で、まず行ける市民病院でABRを受けて、そこで、さらなる検査が必要であるという判断がなされた場合に、精密聴力検査機関に紹介を遅滞なくできる機関であるという意味での学会が認める病院というふうに理解していただけるといいと思います。

愛知県は比較的、昔からそういう体制づくりは一応できてはいて、二段階での体制で、そういう介入をなるべく減らすというふうにはしている県です。そこを少しわかった上で、記載方法を考えられるといいのかなというふうには思います。

あと、精密聴力検査機関の中で、実際にABRとASSRがあるんだけど、補聴になった場合に、結局別の施設に紹介するというのは現実的であって、そこを考えると、このリストは少しずれたものにはなるんですけれども、一応補聴だけでなく聴覚管理、CORとかが対応できると答えられた病院が載っているというふうに見ていただけるといいかなと思います。

(柏倉会長)

今の意見を整理すると、並びに関して言うと、このままでいいということですか。

わかりました、ありがとうございます。

今のところは重要な課題でもあると思うんですけれども、最初に岡部委員が仰ったのは理想的なんだけれども現実的にはなかなか厳しい面もあるので、愛知県では対象も多いので、こういうような少しファジーな感じでという印象を受けましたので、そういうところも含んでいただいて進めるのがいいのかなと

思いました。

名古屋聾学校については、荒木委員、いかがですか。中高等部も載せた方がいいと思いますか。

(荒木委員)

中学部、高等部ということがわかるように少し補足があれば、書いてあってもいいのかなと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

千種聾学校が幼少ですよ。名古屋聾学校が中高ということがわかるようにした上で載せておくと、必要な方はそちらを使われることがあるかなと思いますので、追加の方向でお願いしたいと思います。

あとは、取扱いのことは事務局で御検討いただければよいかと思います。

(高橋委員)

名市大みらい光生病院の耳鼻科の高橋です。

この難聴児支援協議会において、難聴児の支援センター、中核センターがあった方がよいのではないかという話が進められていたとは思いますが、このパンフレットの中の3枚目の「きこえについての主な相談先」のところで、「全般的な相談がしたい」とか「どこに相談すればいいかわからない」とか、そういう方がそういうところに相談できるという連絡先があった方がいいのではないかなとは思いました。

聾学校の方にも相談件数が多いという話も聞いておりますし、やはりまず最初に、検査に行くまでのところで不安なことだったりとか、まずリファアだったと言われたときに、いろいろ書いてあっても、なかなかどこに連絡したらいいかわからないということがあると思いますので、そういうところの相談先をまず入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

(柏倉会長)

そうしますと、資料4の3枚目の「きこえについての主な相談先」のもう少し具体的な内容をこの後に。

(高橋委員)

そうですね、それか、「全般的な相談がしたい」とか全てのところがたぶんまずそこに行ってもいいかなという、そこからどこに、たぶんどこに相談したら

いいかわからないとか。

(柏倉会長)

4ページ目の、一覧でざっと載せるのもあるけど、その前にまずはというのを載せる。

(高橋委員)

そういうところがあるんですよということを。

(柏倉会長)

「きこえについての相談先」の下に、まずはっていうところのQRコードがあるということで、少し差別化というんですかね、プライオリティをつけるということになるかなと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

仰っていただいたとおり、難聴児支援センターの設置についてはまだ形としてお示しできていなくて恐縮ですけれども、設置に向けて検討は内部的に進めているところです。

難聴児支援センターを実際に設置した後においては、まずはこちらという形で難聴児支援センターの場所や連絡先等を掲載したいと考えておりますが、現段階ではまだ難聴児支援センターがないものですから、まずは一か所という場所がないのが現状であります。難聴児支援センターが決まった後で、まずはこちらと記載させていただきたいというのが現時点での事務局としての考えになります。

(高橋委員)

ありがとうございます。ということは、これは、できたらすぐに使えるようにしたいという位置付けのパンフレットということでしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

これはこれとして、難聴児支援センターができるまで待っているのではなく、現段階で一覧表とか手引きは作成して、使用していきたい。その上で、情報が変わったタイミングで都度更新をしていきますので、難聴児支援センターができたタイミングで更新をしていきたいと考えています。

(高橋委員)

ありがとうございます。2026年度を目途に設置を考えていると、たしか前回の会議で言われたと思うのですが、もう来年かなと思ったものですから。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

目標としては、「2026年度中に」ということになりますので、来年度中に。

(柏倉会長)

役所は、決まってないことは書けないですよ。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

難聴児支援センターがまだないものですから、本当は御指摘いただいたとおり、まずは難聴児支援センターにと書きたいのですが。

(柏倉会長)

これは、最短でいつ発行予定でしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

今日、中身について御了承をいただければ、いただいた御意見の修正をし、関係各所と調整をした上で、早めに使用する方向にしたいと思っています。

(柏倉会長)

難聴児支援センターが決定したら、ここに載せていくということの了解をいただけるということですよ。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

事務局としては、そこは当然、そのように考えています。

(柏倉会長)

高橋委員が仰りたいのは、まずはというところがあるんだけど、難聴児支援センターが決まる前でも、まずは優先的にここにいうところがありますか。そこは難しいですかね。

(高橋委員)

そうですね。

(柏倉会長)

決まってからということですかね。

(高橋委員)

そう思います。

(柏倉会長)

決まった時点で載せていくという確認をこの協議会でしたということによろしいですかね。

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(岡部委員)

岡部です。

ハンドブックの話ですが、神戸市さんの支援センターの概要、これは新生児スクリーニング検査でリファアとなったお子さん向けのパンフレットと難聴児支援のハンドブックというものが支援センターの中にいつでも見ることができるんですけども、ホームページの中で記載されているのは表紙と目次だけで、あとは支援センターに問い合わせてくださいということで、その冊子をいただくことができる、送られてくるという形だと思うんですけども。

目次を見ると、大変興味深い目次がたくさん載ってまして、お子さんがリファアと言われてどんな検査があるのかとか聴力図の見方だとか、その後の補聴器の活用の実際など、細かい内容の目次が載ってまして、どれも興味深くて読みたいと思う目次でした。その後の子どもが発達した段階での難聴児支援ハンドブックの目次もたくさん記載されておりまして、子どもが困難を感じる、思春期までの内容が事細かく目次に記載されておりまして、ちょっと取り寄せて読んでみたいなと思っているのですが、この愛知県のハンドブックも、目次を記載することはたぶん簡単にできると思うんですけども、その内容が細かく変わるところは、その年その年で改訂版をやはり保護者に渡すことができると思うので、まずは、どんなことを載せるかというところでは、もうちょっと細かい目次があつていいのかなと思います。

せつかく細かくとても内容がいいので、1・2・3・4と小さい番号が振つてあるんですけども、それ自体をもう目次にしていただくとか、それに加えなきゃいけない内容が出てきた場合は、その目次に沿って内容を後から加えられるような、難聴児のお子さんだけではなくて、中途失聴の方にも読んでいけるような目次があるといいのかなと思いました。

(柏倉会長)

整理をさせていただきますと、まずは支援センターができてからやるべきことと、今ない段階での御要望とちょっとごちゃごちゃになってたかなと思うんで、まずは今ない段階での議論をしていくということですね。

それと、目次にいろんな項目を載せるということで、索引のようなものを最初に出すということですか。細かい①とか②とかをパッと出して見えるようにするという事なんですけど、それはもう目次じゃなくて索引になっちゃうと思うんですけど。後ろの方にそういう索引みたいなものをつけて、ページに飛べるようにするという手もありますけど、目次じゃなくなるかなと思うんですけど、今おっしゃった、一枚に全部出しちゃうと。そこを何か探すことをさせるかという感じがしたんですけど、通常こういうパンフレットはそういう構成になるかなと思うんですけど。

皆さんどうぞ御意見ありますか。私の印象ではそんな感じですが、どうですか。

(岡部委員)

大変緊張しております、わかりづらかったと思います。すみません。ハンドブックの話に先急いでしまいました。新生児スクリーニング検査の後の細かい検査の内容や、聴力図の見方、補聴器活用の実際、人工内耳の説明などが、目次でこんなことが書いてあるんだというのがまず見ることができるというなと思いました。

ハンドブックはダウンロードできる様式にしておく。そして、改訂し新しく更新していくという形がいいのではないのでしょうか。

(柏倉会長)

前回の議論で、こういうもの(手引きの全体版)が最初に出てくるとわかりにくいので、これ(手引きの概要版)を作るということで進めてきたんですけど、その流れをもうちょっと変えるということですか。

(江崎委員)

親御さんが、どの時点で何を求めているかによって、求める情報が変わると思うんです。今回は、先ほど仰られたように、最初に産科でリファアと言われてきたときに、とにかくABRとか耳鼻科での検査に繋がるということと、まだ支援センターがないので、医療機関に繋がるまでの漠然とした不安に対して、まず全体像として、やっぱり病院に行かなきゃいけないんだというふうに思ってもらえることが目標になると思うので、今回この国が作っているものを基に、まずそうい

う形での流れを作る、その後、支援センターができた後、もう少し細かい形での修正ができるといいのかなというふうには思います。

本当に親御さんによって様々なので、最初から全てのことを知りたい方もみえれば、逆に先のことを知って不安になって、病院を受診するのに少し後ろ向きになってみえる方もみえるので、全部がリファーであることが難聴ではなく、まず精査受けることが大事で、病院に行きましょうという流れをつくれるといいのかなというふうには思います。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

なかなか最初から 100%のものは作れないと思うので、これまでは無かったのでもまずは作るというところがすごく意味があって、改訂を重ねていって、より良いものにすると。当然、支援センターができれば全く違う次元に入ってくるので、そこからまたがらっと変わってくる可能性もあるかなと思います。

他に意見、いかがでしょうか。

(荒木委員)

学校名がちょっと資料によってバラバラなので、その辺の統一ができるのかなと思います。まず、資料3の28ページですと「聴覚障害特別支援学校(ろう学校)」で、概要版の資料2ですと「聴覚特別支援学校(乳幼児教育相談)」といった形になっておりますし、それから資料5が「特別支援学校(聾学校)」。その辺りの整理をしていただけると、特別支援学校なのか聴覚障害特別支援学校なのか、紛らわしくないかなと思います。

そして、相談先のところで、愛知県は「聾学校」になっておりますので、できれば、愛知県版を作るのであれば、「聾学校」といった表記の方が、すぐにこの相談先の一覧見てもわかりやすいのかなと思いますので、御検討の方よろしくお願ひします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

御指摘ありがとうございます。資料の作りが粗くて、申し訳ございません。

ちょっとそこは精査をして、統一的な表記にさせていただきます。

最後に仰っていただいたのは、「特別支援学校」ではなく「聾学校」で。

(荒木委員)

資料4の3ページに、国の作ってあるものと比較してあるので、他県ですと名称がそのまま「聴覚特別支援学校」になっていると、すんなりわかりやすいと思う

んですけれども、愛知県は「聾学校」を使っておりますので、ここに「聾学校（乳幼児教育相談）」とあった方が、すんなりと聾学校に繋がるのではないかなというふうに感じております。

（障害福祉課 小峰課長補佐）

承知いたしました。精査をさせていただきます。

（柏倉会長）

国の方は「特別支援学校」ということを文科省が言ったんですけど、各自治体に名称はお任せになって、愛知県は「盲学校」と「聾学校」を使っているので、「特別支援学校」と保護者に言ったときに、ちょっと誤解を招く可能性がありますので、知的障害とか肢体不自由とか病弱ということと混同してしまう可能性があるのもので、本県は全て「聾学校」になっているので、それで統一された方がいかなと思います。

他にいかがでしょうか。

（三宅委員）

行政機関の窓口のところでも少し確認させていただきたいのですが、各市町村にはどのような形で照会したのか、まず確認させていただければと思います。

（障害福祉課 小峰課長補佐）

母子保健の窓口につきましては、健康対策課でまとめているものが別途ございますので、そちらを使用させていただいております。障害福祉の窓口につきましては、市町村に、今度このような物を作るので、障害福祉の窓口を提出してくださいという形で全部聞いて、提出いただいたものになります。

（三宅委員）

ありがとうございます。自分のところの話で恐縮なんですけど、母子保健の方に関しましては市役所の所管課である「子育て支援課」が書いてあるんですけど、障害の方に関しましては各区の窓口だけが記載されていたものですから、ちょっと確認させていただきました。

補聴器の購入の支援とかに関しましては、所管課の「子ども福祉課」でやっているかなと思いますので、もし差し支えなければ実際発行するときに、少し確認いただければとお願いさせていただければと思います。私の方からもちょっと、所管課の方には声かけさせていただきます。よろしく願いいたします。

(中嶋委員)

愛知県聴覚障害者協会の中嶋といたします。

資料5でお願いいたします。資料5の最後のページに、当事者団体として「愛知県聴覚障害者協会」ということで、「桜花会館」というのが書いてあるんですが、漢字の間違いがあります。「花」ではなく、「華」という、漢字が違っていると思います。

また、特に、あいち聴覚障害者センターとしては、聾の子どもの相談を受け付ける場合がありますので、あいち聴覚障害者相談センターとしても載せていただきたいと思っています。

3つ目ですが、連絡先が電話番号だけの表記になっています。耳の聞こえない人、聞こえにくい人たちは、FAX番号とかメールとか載せれる範囲で載せていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

ありがとうございます。御指摘を踏まえて、修正させていただきます。

(岡本委員)

小牧市の岡本です。

この概要版ですが、実際に使うことを考えた場合に、とても使いやすいというのが第一印象です。

あと、今後のことで構いませんが、1ページ目の部分だけでも多言語に是非していただきたいと思っています。現場では、なかなか伝えることが難しくて苦慮しておりますので、この1ページ目だけでも構いませんので多言語化していただくと、現場の保健師たちが有意義に使えると思いますので、よろしくをお願いいたします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

ありがとうございます。

多言語化について、この場でどこまでやりますと即答できなくて申し訳ないのですが、御指摘は認識しましたので、中期的な観点で検討させていただければと思います。

(柏倉会長)

よろしく申し上げます。

その他、いかがでしょうか。

(江崎委員)

資料3の45ページの「その他」の「子どもの発達相談に関すること」で、県の総合教育センターとあるんですけど、具体的には就学相談という意味合いで書いてあるのかどうか。「発達相談に関すること」となると、発達についての診断とか、医療機関のような受け取られ方をしないかなど、この部分の書き方が保護者の方にわかるかどうかちょっと心配になりました。

(柏倉会長)

これは、グループを限定した理由はありますか。大きくは教育相談部になりますよね。その中の一部の「発達支援グループ」を指定しているのは、何か理由がありますでしょうか。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

事務局でございます。こちらは、愛知県総合教育センターにも、一覧を作るので載せさせていただいてよいかと調整したときに、「発達支援グループ」ということであつたので、こうしております。

いまいただいた、発達相談だと医療的な診断とかと誤解されないかという点については、総合教育センターにも確認をさせていただいて、誤解の生じない形にさせていただければと思います。

(江崎委員)

私が不勉強で、この総合教育センターで具体的にどういう形でされてるのが十分理解してないんですけど、就学とか教育相談に関することが主であるのであれば、あえて「子どもの発達相談に関すること」が無い方が、「教育相談に関すること」の方がすっきりするのかなというふうにちょっと思ったので、また御検討を含め、他の先生の御意見も含め教えていただければと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

「発達相談に関すること」を書くかどうかも含めてセンターの方とも調整をさせていただいて、必要に応じて修正をしたいと思います。

(柏倉会長)

愛知県総合教育センターにはそれぞれの障害を担当する指導主事がいて、聴覚障害に関する専門家もいらっしゃいますので、現場と繋げてくれたりはすると思います。

名古屋市教育センターはどうでしょうか。名古屋市立の公立学校で聴覚の学

校も無いし、ただ、今年から通級指導もやっていたかと思いますが、そういう機能はあるのでしょうか。

(三宅委員)

すいません、ちょっと教育の分野は私も不勉強なので、あまり詳しく知らないもので、恐縮でございます。

(柏倉会長)

他、いかがですか。今日はこの話題がメインですので、細かいところでも結構ですので、お気づきの点を出していただければと思います。

先ほど岡部委員から、ただ渡すだけじゃなくて、これを活用していただくように各部署にお伝えいただきたいとの意見がありました。非常に重要なことかなと思います。他の障害種別でもこういったものを作って、普及啓発で渡すんだけど、そこに積まれているだけですか、担当者もよく理解していないというようなことをよく聞くんですけど、例えば(関係機関として)窓口がいっぱい並んでますけど、どんなふうにリーフレットを活用するのをお願いをするのか、何かイメージが事務局としてあれば説明いただけるとありがたいです。

障害者施策審議会とか専門部会でも、いろいろな自治体に対し啓発をするということがいつも話題になるんですけど、せっかくいいものを作っても、担当者が理解をしていないというケースがあって、進まない。避難所の問題なんかでも言ってるのですけれども、これは新しい試みなので、担当者自体も勉強してもらって、こういう相談がある、保護者の方は危機的な状況にあるとか、心理的に不安を抱えていらっしゃる、早急に対応しなきゃいけないんだということの切迫感とか危機感を持って窓口での対応をお願いしたい。それがないと、せっかくこういったものができても、そこに資料がありますよだけだと進まないと思うんですけど、例えば担当者に対して研修とかいろいろな機会があってアピールするとか、何か方策をお考えでしたら、お願いしたいと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

今回お示しした、特に資料2の概要版は、新生児聴覚検査をしてリファアになった段階で、その医療機関に配布していただくですとか、あるいは市町村の母子保健や障害福祉の窓口でお渡ししていただくというのが、実際に該当する方にお渡しする場面としては多いのかなと考えております。県としては、積んでおくだけということではなくて、渡していただくときに説明をお願いしますという形でお願いはさせていただければと思います。

特に、市町村の窓口の方につきましては、研修というものまではなかなか無い

のですけれども、例えば、障害福祉の担当部門であれば、年一回、対面でやるか書面でやるかはともかく、市町村担当者向けにこういったいろいろな施策を推進してくださいということをお伝えする場面があるので、その中にこれを入れて、中身を読んでいただいて説明できるようにという形で周知はさせていただければと思いますが、それ以上に何ができるかも含めて、また検討させていただければと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それ以外にいかがでしょうか。

(荒木委員)

資料3のハンドブックを見ていただけるとありがたいんですけども、25ページで「乳幼児教育相談を行っている」といったところがあります。乳幼児教育相談ですと、0・1・2歳になります。次のページを見ると、もう「就学先」となっていて、小学校入学といったところになってきております。

聾学校も、本会議の目的にもあります「早期療育の推進」といった観点で、幼稚部がありますので、その辺りの記載があると、難聴のお子さん、聾のお子さんにとって、幼稚部でしっかりとした療育ができるといったところが、聾学校の強みでもありますので、その辺の記載をどこかに入れていただければありがたいなと思います。やはり、幼児期に言葉を育てるのはすごく重要な位置付けだと思います。乳幼児教育相談につきましては、教員定数もついておりませんが、幼稚部についてはしっかり学級として認められておりますので、たくさんのお子さんたちが来て対応できるかと思っておりますので、そのあたりしっかりと療育が受けられるような形で記載のほうを御検討お願いしたいと思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございます。事務局でその方向で進めていただければと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

記載については担当部署とも相談させていただきます。

(柏倉会長)

いま仰ったところあたりを見ていると、国が作ったものなので、「特別支援学校」という言葉が出てきますが、特別支援学校にもいろいろな校種があるので、聾学校に限定して本県は問題ないと思っておりますので、「聾学校は、乳幼児教育相談

を行っている」とか、「聾学校への進学」とか、表現を統一していただくとわかりやすいかなと思います。

他、いかがでしょうか。

教育のところでいま気づいたんですけど、聾学校が行っている地域支援がありますよね。私がいま盲学校のことで名古屋市のスーパーバイザーをやっているの、今年から名古屋市が通級指導なんかを始めたので、県立の盲学校は名古屋市外の地域支援に限定する方向で今動いていると伺っていますが、聾学校も同じですよ。

(荒木委員)

同じです。

(柏倉会長)

そうしたら、通級指導のところ、これでわかりますかね。あんまりそこまで書く必要はないですかね。

通級指導教室というのを聾の子どもたちにもやっていますよね。そんなに多くないですよ、通級指導教室の数は。

(荒木委員)

たくさん増えてきている状況です。

(柏倉会長)

リストにできないくらい多い。

(荒木委員)

そうですね。

(柏倉会長)

わかりました。では、これでだいたいの分類はわかるということですね。難聴特別支援学級も多いですか。

(荒木委員)

具体的な数がすぐには出ないですけども、はい。一名でもできるようになってきておりますので。

(柏倉会長)

名古屋市は今年からですね。

(荒木委員)

はい。

(柏倉会長)

わかりました。

その他、いかがでしょうか。

それでは、また時間が残ったところで、お気づきの点があったら、最後に出していただくということで、報告事項に移ります。令和6年度県事業の実績及び令和7年度県事業について、事務局から説明をお願いします。

## 8 報告事項 令和6年度県事業の実績及び令和7年度県事業について

(障害福祉課 小峰課長補佐)

それでは、引き続き、障害福祉課の小峰から説明をさせていただきます。

資料6の1ページ目を御覧ください。まずこの表の見方について説明致します。左の欄が令和6年度取組実績であり、右の欄が令和7年度実施見込みとなっております。

事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連といたしまして、継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施しております。事業内容に変更はなく、予算額につきましては、毎年度実績を基にしているため、若干の変動はございますが、令和7年度予算額については7百万円余となっております。令和6年度の決算額は、728万7千円ございました。

次に、表の下段にございますその他の取組として、これらも継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行ってまいります。

また、市町村における児童発達支援センターの整備を促進してまいります。児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機能を有する施設であります。圏域、複数の市町村での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図っております。令和7年4月1日時点では、35市町で設置されています。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

(健康対策課 末藤主査)

健康対策課の取組について説明いたします。資料6の2ページ目を御覧ください。

さい。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期発見し、治療や早期療育につなげることができるため、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。

そこで、健康対策課では新生児聴覚検査の受検率向上等の推進を目指し、平成30年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催するとともに、令和6年度からは、聴覚検査機器自動ABRを購入する分娩取扱い機関に対して、購入費用の助成を行っています。昨年度につきましては、推進会議を11月20日に開催、検査機器購入助成を6施設に行っており、今年度におきましても、同様の実施を予定しています。

市町村では、母子健康手帳交付時や両親学級等を活用して新生児聴覚検査の啓発や、新生児訪問や乳児全戸訪問等の際に母子健康手帳等から検査の受検状況を把握し、未受検者への勧奨や要支援児とその保護者に個別支援を行っています。

また、後天性の難聴や進行性難聴、新生児聴覚検査を未受検のままの方もいるため、乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診においても聴覚の状態を把握し、難聴児の早期発見に努めています。

なお、令和6年度から県内54市町村すべてで公費負担による新生児聴覚検査が実施されるようになっております。

健康対策課からは以上です。

(特別支援教育課 櫻井指導主事)

続きまして、教育委員会特別支援教育課からお願いいたします。

一つ目は、個に応じた教育推進事業(ろう幼児教育相談)です。こちら、ろう幼児教育相談に関わる事業は、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業になります。言語習得の基礎というのは3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されております。

県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を設置しております。昨年度の5校全体での相談実人数は、合わせて169人となります。内訳としましては、千種聾学校が54人、千種聾学校ひがしうら校舎が18人、豊橋聾学校25人、岡崎聾学校39人、一宮聾学校33人となっております。

各学校で、学齢によって週1回から月2回などの頻度で相談活動をしており、実際に相談した延べ相談件数は、3320件となります。学校によっては、必要な実施回数ですとか、それぞれ相談者に合わせて実施して、相談件数の内訳は、千種聾学校1194件、千種聾学校ひがしうら校舎348件、豊橋聾学校278件、岡崎

聾学校 310 件、一宮聾学校 1190 件となっております。このように、尾張地区の相談件数が大変多く、地域性があることがわかります。

次に、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を行っています。担当教員は、愛知県には、国から 10 人が加配されており、県内 5 つの聾学校に 2 人ずつ配置されています。聾学校による通級に限れば、昨年度は 122 名の児童生徒が指導を受けました。今年度は 111 名の児童生徒が指導を受けています。頻度としては、1 週間に 1 回から 1 か月に 1 回程度行っています。

次に、発達障害児等支援・指導検討会についてです。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員とともに、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、5 つの県立聾学校に年間 6 回ずつお願いし、合計 30 回行います。

最後に、その他として市町村教育委員会や小中学校での合理的配慮の取組についてです。特別支援教育課では、毎年、県内の市町村教育委員会に対し、合理的配慮の事例の報告をお願いしています。費用が必要であったり、それぞれで事情が異なったりするため、ここに書かれている事例が全てのケースで合意形成が図られているわけではなく、あくまでも、このような事例があったという紹介になります。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。

(岡本委員)

質問ですが、資料 6 の 1 ページ目の「その他の取組」の最下段の「児童発達支援センターの整備」というところで、地域における障害児の中核的機能を有する児童発達支援センターの整備を進めていますということですが、不勉強で申し訳ないのですが、設置市町村数 35 市町村と記載されていますが、この児童発達支援センターというのは、こちら（関係機関一覧）の相談機関に掲載すべき機関ではないのでしょうかという質問が一点です。

それと、3 ページ目の「市町村母子保健の取組」というところで、他市町村ではもう既に取り組んでいらっしゃる場所もあると把握しておりますが、小牧市でもそうですが、5 歳児健診を新たに取り組む市町村が今後増えていくと思

います。市町村では5歳児健診においても、早期発見に努めているということを補足させていただきます。

以上です。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

ありがとうございます。

児童発達支援センターの御指摘についてです。法律上は、今は児童発達支援センターは、こういう障害の方専門の児童発達支援センターという形ではなく、障害をお持ちの方全てが対象になりますけれども、先ほど関係機関一覧には、特に元々難聴を専門に児童発達支援センターをやられていた2か所、名古屋市と豊田市を記載させていただいております。

これまで難聴を専門的にやっていなかった児童発達支援センターにつきましては、現段階で相談先として記載した場合にどこまでできるかという問題がありますので、現段階で関係機関一覧として、こちらに相談してくださいという形で記載するのは難しいかなと考えております。

それとはまた別の問題として、児童発達支援センターについて、難聴も含めいろいろな障害の種別の方がいらっしゃいますけれども、そのそれぞれに対応する機能というのは強化していく必要がありますので、それぞれの市町村に設置されている児童発達支援センターの機能の強化というのは行ってまいりたいと思います。

(健康対策課 末藤主査)

御意見ありがとうございます。

5歳児健診を昨年度までは県内2市町しかやれていなかったところが、今年度は小牧市さんを始め更にもう少しくらい増えていく形で、また新年度以降、順次5歳児健診を実施する自治体が増えていく予定であります。5歳児健診のマニュアルでも、聴覚検査をするようにという記載がしっかりされておりますので、県内で5歳児健診をやられるところにおかれましてはしっかり確認していただけるように話をしていきたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

(荒木委員)

先ほど特別支援教育課から、ろう幼児教育相談について具体的な件数も挙げいただき、ありがとうございました。延べ件数3320件ということで、それを教育相談員5名が行っている状況です。相談員というのは正規ではありませんので、週当たり29時間の時間で行っている状況になるかと思っております。

今後、中核的機能を有する難聴児支援センターの設立に向けて、この現状を是非とも障害福祉課の方々にも見ていただいて、そこを充実させることが早期療育の愛知県の推進に繋がっていくと思いますので、現状を踏まえた上で、センター設立に向けて検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(柏倉会長)

予算額がほとんど増えてないんですけども、これは需要を満たしているという判断を教育委員会はされているわけではないですよ。いろいろな事情があるということでしょうか。

(特別支援教育課 櫻井指導主事)

長い間の事業、昔から継続されている事業で、今までは、ろう幼児教育相談の幼児相談人数のみを調査していたのですが、昨年度この会議で荒木委員から、相談件数をきちんと調査して、内容も確認して欲しいという御意見がありまして、昨年度のものから件数と相談内容の調査を始めたところでありまして。

そこから見えてきたのが、3000件の相談のうち2000件あたりが尾張地区での相談ということです。そういう意味では、どのように人を配置するのがふさわしいかということがやっと見えてきたところになります。相談人数はここ10年くらい大きく変動は無く来ております。相談件数では、もしかしたら今後、傾向が見えてくるかと思っておりますので、そういったところを踏まえて、配置を検討し、予算の検討にもいかしていければと考えております。

(柏倉会長)

担当されている方にもよく実情を御確認いただいて、これはやっぱり重点的に配置するところなので、国を挙げて今インクルーシブ教育と言ってるんだけど、通常の学校においても特別支援教育を進めるということを文科省も強く言っている割に、自治体の予算はなかなか厳しいのが現状だと思います。こういうところを重点的にやらないと、今後ますます、通常の学校に在籍する難聴児が増えてくると思いますので、是非予算のことも確保されるように努めていただければと思います。

その他にいかがでしょうか。予定していた議題と報告は終わったんですけども、まだ時間があるので、せっかくですので、今後の支援センター設立に向けたイメージも含めて、難聴児への支援について様々な視点でお感じになってることなども意見交換できればと思いますが、この議題から離れても結構ですので、いかがでしょうか。

(岡部委員)

岡部です。お願いします。

赤ちゃんが聞こえないと診断がおりてからの御家族の心理状態というのは大変暗い状況で、電話をされてきたり、来校されて教室に入ってすぐポロポロと涙を流される方がほとんどです。

私が支援センターに望むことは、赤ちゃんを抱っこしながら行う様々な申請や受診の手続きが、一か所でまとめてできるようになることです。

現在は、お医者さんで診断書をもらい、市町村に申請に行き、その前に補聴器店で見積もりをもらって……と、必要な書類を揃えるためにあちこち動き回らなければなりません。印鑑や書類をひとつ忘れてしまうと、また赤ちゃんを連れて取りに帰らなければならず、本当に大変です。今の時代なら、申請を一括で済ませられる仕組みを作ることも可能だと思います。ぜひ実現していただきたいです。

また、小さなお子さんを連れての移動は身体的にも心理的にも負担が大きいので、支援センターには心理的なケアをしてくださる専門のカウンセラーを配置してほしいと思います。私自身は保護者として関わる立場でしたが、専門家ではないので、心理面や制度面について十分に対応することが難しいと感じています。

さらに、市町村ごとに申請方法が異なることも大きな負担です。たとえば補聴器について、軽度・中等度の子どもの場合には「一度全額を支払ってから後で払い戻される方式」の自治体もあれば、「最初から3割負担で利用できる方式」の自治体もあります。手帳の等級によって負担割合が変わることもありますが、実際には軽度・中等度の子どもほど補聴器が切実に必要なケースも多いのです。そうした現状を踏まえると、制度の定義や運用自体を見直していく必要があるのではないかと感じています。

あと一点すみません、補聴器についてですが、現在は新生児で聞こえに問題がある場合、補聴器を装用して障害者総合支援法に基づいて申請・購入します。ところが、約4か月装用して効果が見られないと人工内耳手術へ移行することがあり、その場合、高額な補聴器がほとんど使われなくなってしまうのです。

他県ではレンタル制度を導入しているところもあり、税金の有効活用という面でも検討が必要だと思います。最近では補聴器のサブスクやレンタルを行う業者もあり、電池無料や故障時の無償交換など安心して利用できる仕組みも出てきています。

現在は保護者が補聴器店や病院、市役所を行き来し、意見書や見積もりを繰り返し揃えなければならず、特に1～2歳頃までは大きな負担です。補聴器装用に関する制度も、保護者の負担軽減や税金の効率的な活用のために、改めて見直す

機会が必要だと思います。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。障害福祉サービスの分野では、以前ワンストップサービスっていうふうに言われて、相談者の方が一度で全て問題解決できるような連携、サービスを進めていくということで、障害福祉とか高齢分野では随分進んできてると思うんだけど、聴覚とか視覚というのは全体数が少ないので遅れているんですよね、そういう手続き上の問題は。

是非ですね、既に支援センターを作って、円滑なサービスを行っている自治体などについて、本県の障害福祉課の皆さんも調査などしていただいて、良い事例を取り入れていただいて、進めることが重要なこと。我々も委員で来ていますけど、なかなかそこまで情報を持ち合わせていないので。

あと、当事者の方の心理的な面に向き合うということが非常に重要です。子どもが障害があっても生きていけるように、安心したシステム作りが当然求められるので、その時に心理的なサポートする人とか、当事者団体がすごく大きな役割を果たしていますよね。親の会とうまく繋がって、不安を解消するということがありますので、そういう情報を是非また集めていただきながら、センターができたらずっと解決するということでは全くないと思いますので、その中で、当事者が使いやすいシステムということを考えていけるといいのかなと、今の話を伺いながら考えました。是非また事務局の方も御検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

(江崎委員)

先ほど高橋委員よりもお話があったんですけども、今回この協議会を開催する部署が変わったということで、改めて、その支援センターの設立を何年度に持ってくるのかというのを改めて確認をしたいです。いろいろ難しい部分たくさんあるんですけども、まずは、最低限ここまでに持ってくる、そのために今年度どうするかという形で進めていかないと、簡単にはできてこない。できてこない、次のステップにはいつまでも進められないので、その具体的な目標を聞かせていただければと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

先ほど高橋委員からも御指摘いただきましたが、元々、国あるいは愛知県目標といたしましては、2026年度中に難聴児支援センターといいますか、中核的

な機能を有する体制を整備するというにしております。したがって、愛知県においても現時点では2026年度中になんとか支援センターを立ち上げたいと思っております。

実際やっていたら場所とかの調整が必要になりますので、ちょっと何年何月と申し上げられる状況にはないのですが、2026年度中、具体的に申し上げれば2027年3月までに立ち上げるということを目標に調整を進めているところです。

(柏倉会長)

ということは、当然今年度中に予算化をしなければいけないですね。その時の具体的なイメージを皆さん知りたいと思うので、どの規模で、例えば、既存のものを利用するのかとか、その辺の具体的なことをここに出していただくにより議論がしやすいと思います。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

いま会長から御指摘いただいたとおり、2026年度中にやるとなれば、2026年度の予算が必要になります。今、実際やっていたところがどこかという調整をしているので、具体的にここでいうことを今言える状況にはないのですが、実際に2026年度中にできるかも含め、できなければ2027年度の早い段階ということもあるかもしれませんが、状況についてはまた整理をさせていただいて、次回にでも出せる状況になれば調整の状況は改めて御説明をさせていただきます。

(柏倉会長)

今回はいつでしたか。ずいぶん遅い時期だと思うのですが。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

今年度第2回は2月になります。

(柏倉会長)

今日、ある程度イメージを出してもらわないと、予算化するにあたって、グラウンドデザインがありますよね。例えば、医療機関にこういったことをお願いするとか、そういうことだけでも教えてもらえると議論が進むかなと思います。

(障害福祉課 伊藤担当課長)

障害福祉課担当課長の伊藤と申します。

今現在調整をしております、調整中なので、まだ具体的にどこかということは、こちらからの思いだけでできることではないので、また他県の状況等も調べまして、どれぐらいの規模で、どれぐらいの相談体制を持っているのか、相談件数はどれぐらいなのかといったところを今調べながら、調整をさせていただいております。

目標としては、先ほど小峰補佐から話をしたとおり、障害者福祉プランの中で2026年度中にいう話がありますので、それに向けて取り組んでいるところなのですが、なかなか2026年の4月1日からという形には、今の段階ではそこまでは準備が進んでおりませんで、その辺をできる限り早くできるように、今取り組んでおりますので、次回、ちょっと2月ぐらいになると思うのですが、協議会の場で、何らかの方向性を示せたらなというところで取り組んでおります。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

(中嶋委員)

愛知県聴覚障害者協会の中嶋です。

参考資料8を御覧ください。手話施策推進法が今年6月末にスタートしております。その中で、6条を御覧ください。乳幼児関係の内容が含まれております。これからの施策の中に含まれるのか、また、難聴児の支援に関わっていくのかちょっとわからないのですが、手話を獲得する場も含めて考えていただけるとありがたいです。

二点目は、先ほどお話をしましたあいち聴覚障害者センターというものがございます。特に、高齢者の聾の方が相談に頻繁に訪れています。そのときに、聾学校卒業した後、就職いたしますよね。就職した後の悩みとかも相談をたくさん受け付けております。聾学校で学び、聴者の学校で学び、また就職した後、会社に理解がないという不満などいろいろな要望をセンターで受け付けております。生まれてから、会社に就職するその間ですね、先ほどお話があったかと思いますが成長段階に合わせた内容というのもこれから必要になるのではないかと思います。ですので、手話施策推進法も含めて、これから参考にさせていただければ幸いです。

(柏倉会長)

ありがとうございます。これは御要望ということでよろしいですかね。よろしく申し上げます。

その他、よろしいでしょうか。全般的なことでも、これだけはどういうことでも。

(岡本委員)

これは希望なのですが、尾張地域に病院も偏っていたり、児童発達支援センターに関して地域によっては、アクセスがしにくい現状があります。やはりどの地域からも、乳幼児期に医療や相談機関にアクセスしやすい体制を整備していく必要があると思います。例えば精密検査医療機関で診断がついたとしても、そこから相談や療育に繋がっていかないというのが現実ではないかと思います。先ほど児童発達支援センターの整備を今進めているところだと仰っていただきましたが、もちろんこの名古屋市中央療育センターや豊田市のなのはなについては、昔からある難聴幼児通園施設ということではあります。どの地域に住んでも身近な地域で相談できて、療育を受けることができるというなと感じました。

(柏倉会長)

この点につきましても、また事務局の方で御検討いただければと思います。

## 9 閉会

(柏倉会長)

それでは時間も迫ってまいりましたので、本日の会議はこれをもって、終了させていただきたいと思います。事務局におかれましては、本日の意見をもとに、取組を進めていただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(障害福祉課 小峰課長補佐)

柏倉会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりまして、熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございます。

事務連絡となりますが、次回、第2回の会議につきましては、令和8年2月16日(月)の午後2時から午後4時に開催することを予定しております。会場は、この部屋とは異なりますが、同じ愛知県自治センターの6階の602、603会議室を予定しております。また時期が近づいてまいりましたら、正式に御案内をさせていただきます。

それでは閉会にあたりまして、愛知県福祉局福祉部障害福祉課担当課長の伊藤からご挨拶を申し上げます。

(障害福祉課 伊藤担当課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり御協議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました御意見につきましては、しっかりと事務局で整理し、今後の取組や、次回の会議に繋げていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本県の難聴児支援施策の推進につきまして、引き続きご支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度第1回愛知県難聴児支援協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。